

平成28年度 委託研究契約事務処理説明書(戦略的創造研究推進事業) 主な改定事項リスト

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P3	—	委託研究契約事務等に関するお問い合わせ	・お問合せの際に「研究タイプ」・「研究担当者」に加えて、「契約番号」についても必ずお知らせ頂くよう追記
2	共通	P5	—	用語の解説	・各研究タイプで使用されている用語を一般化して再規定するとともに、委託研究契約書と合わせて「競争的資金」等の定義を追加
3	共通	P6	—	用語の読替え	・契約書・事務処理説明書・様式の共通化を図るため、各研究タイプの用語の読替えを規定
4	企業等	P11	Ⅲ. 3. 2)① i)	研究設備・機器の共用使用について	・共用使用の要件について見直し(公的研究開発事業以外での共用使用が不可であることの明確化など)
5	共通	P15	Ⅲ. 3. 3)	直接経費の費目間流用	・直接経費と間接経費との間の流用が認められない旨を明記
6	共通	P21	Ⅲ. 4. 4)②	委託研究費の返還に係る間接経費の計算について	・委託研究費の返還に係る間接経費の計算方法について簡略化
7	企業等	P22	Ⅲ. 5.	経費の年度区分の取扱いについての特例	・事業年度を跨る際に厳密な年度区分が困難となる経費の取扱いについて追記
8	共通	P24	Ⅲ. 8. 1)②	適正に執行されたことを証明する書類(証拠書類)	・直接経費に係る証拠書類の保管期限の始期について明確化
9	企業等	P26	Ⅲ. 9. 2)①	物品の管理(取得物品)	・「競争的資金における使用ルール等の統一について【別添8】」に基づき、原則、研究機関帰属の取得物品のうち、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上を備品として適切に管理する必要がある旨を追記

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
10	共通	P27	Ⅲ. 9. 3)①	物品の移動等について	・研究担当者の移籍時に取得物品を存置したままとする場合の取扱いを追記
11	共通	P29	Ⅲ. 11. 1)	公的研究費の管理・監査の体制整備等について	・「不正行為」、「不正使用」、「不正受給」の定義を追記
12	共通	P30	Ⅲ. 11. 5)	不正行為等の報告および調査	・委託研究契約書の条文に沿った記載に見直し
13	共通	P30-31	Ⅲ. 11. 6)	不正行為等に対する措置	・研究機関が不正行為等を認定した場合は、国の指針に基づき、速やかに調査結果を公表する必要がある旨を追記
14	企業等	P32	Ⅲ. 12.	各種報告書等の提出について	・経理様式3:「間接経費執行実績報告書」が、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告となる旨追記 ・経理様式9、10: 中に契約期間が終了する場合は、固定資産取得に係る未報告分を速やかに報告する必要がある旨を追記 ・経理様式15～18: 収支簿(経理様式2)に添付して提出する対象が、各様式の写し1部[正本不要]となることを明記
15	共通	P38	Ⅲ. 18. 5)	海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセス	・海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセスについて追記
16	共通	P40	Ⅳ. 3. 1)	JSTへの事前申請が必要な場合	・委託研究契約書の条文に沿った記載に見直し
17	共通	P40	Ⅳ. 3. 2)	JSTへの通知が必要な場合	・放棄の取扱い(通知期限や事前通知の対象事由など)について追記
18	共通	別添9	—	府省共通経費取扱区分表	・別添化するとともに特記事項について、事務処理説明書の改定内容に沿って見直し。※各費目の執行に係る取扱詳細については、委託研究契約事務処理説明書を参照のこと。

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
19	企業等	FAQ	—	追加 : No.1004,1201,2004,4010, 6010~6015,7005 見直し : No.2003,3006,6002,8202 削除 : No.6008,6009,8001	・多く受ける質問を追加し、一部の既存FAQについて見直し
20	企業等	様式	—	経理様式および知財様式	<ul style="list-style-type: none"> ・「経理様式1委託研究実績報告書」:流用制限超について、様式最下部に確認表示。 ・「参考様式1費目間流用申請書」:参考様式として新設。 ・「知財様式1知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書」:放棄の「種類」および「法的期日」の欄を新設。 ・その他全般:契約番号の欄の追加、様式番号の見直し、記載例等の修正。